

(意見募集中の案件)

「障害福祉分野における施設・事業等の基準条例の制定に当たっての基本的な考え方（障害者自立支援法関係）」に関する意見の募集について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法、第2次一括法）」により、「障害者自立支援法」が改正され、これまで、国で定めていた施設・事業等の基準を、各地方自治体の条例で定めることとなり、このたび、障害福祉分野における施設・事業等の基準条例の制定に当たって基本的な考え方をとりまとめました。

つきましては、「障害福祉分野における施設・事業等の基準条例の制定に当たっての基本的な考え方（障害者自立支援法関係）」に関する県民の皆様からのご意見を募集いたします。

※ 神奈川県が所管するのは横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市以外の市町村域です。

意見募集期間

平成 24 年 7 月 30 日（月曜日） ～ 平成 24 年 8 月 29 日（水曜日）

意見提出方法

1 意見書提出

(1) フォームメール

※ フォームメールとは、上記ホームページの画面上でご意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組みです。

※ 件名として「障害福祉分野における施設・事業等の基準条例の制定（別紙[番号]）」に対する意見である旨を記載してください。

(2) 郵送 〒231-8588（住所の記載は不要です。）

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課事業支援グループ 宛
（意見募集期間最終日に必着とします。）

*なお、郵送の場合は、「わたしの提案（神奈川県への提言）」専用封筒（切手不要）をご利用いただけます。ご利用の際は表面に「保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課事業支援グループ」と明記してください。専用封筒は、県の施設、市区町村の窓口などで入手できます。

(3) ファックス 045-201-2051

2 意見書様式

郵送又はファックスで意見を提出していただく場合は、以下に掲載の「郵送・FAX用 記入用紙」をご利用ください。

指定障害福祉サービス事業者（個別給付事業者）、地域活動支援センター等の、障害福祉分野における施設・事業等の基準条例の制定に当たって基本的な考え方に対する意見募集です。

詳しくは神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/pub/p498054.html> をご覧ください。